Hyogo Prefecture

農業改良普及事業及び環境と調和した農業の推進について

令和８年１０月

農林水産部農業改良課

目次

Ⅰ　農業改良普及事業の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

1　普及事業の概要
2　普及指導活動の体制
3　農業改良普及センターの役割
4　普及指導活動の展開方向と事例

Ⅱ　県立農業大学校における教育・研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・１２

1　養成部門
2　研修部門

Ⅲ　環境と調和した農業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

1　人と環境にやさしい農業の推進
2　植物防疫事業の推進
3　農林水産業の公害防止対策の指導
4　農用地土壌汚染防止対策の推進

ひょうご農林水産ビジョン２０３５施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

次代につなぐ環境と調和のとれたひょうご五国の農林水産業・農山漁村

【基本方向】

【基本方向１】
収益性の高い農林水産業の実現

【基本方向２】
にぎわいのある農山漁村の創出

【基本方向３】
県民とともに育む豊かな食と「農」の充実

【推進項目】

1 人と環境にやさしい農業の推進と地域の特色・立地を活かした農業の展開
2 需要に応える持続可能な畜産業の推進
3 資源循環型林業の推進と木材利用の拡大
4 豊かな海と持続的な水産業の実現
5 ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ力を活かした攻めの農林水産業の展開
6 食の安全を支える生産体制の確保
7 農山漁村ｺﾐｭﾆﾃｨづくりによる地域資源の管理
8 地域資源を活かした農山漁村ﾋﾞｼﾞﾈｽの創出
9 農山漁村の防災・減災対策の推進
10 豊かな森づくりの推進
11 「農」と多様な分野との連携強化
12 県民とのつながりで育む食と「農」
13 県民への安定的な食料供給

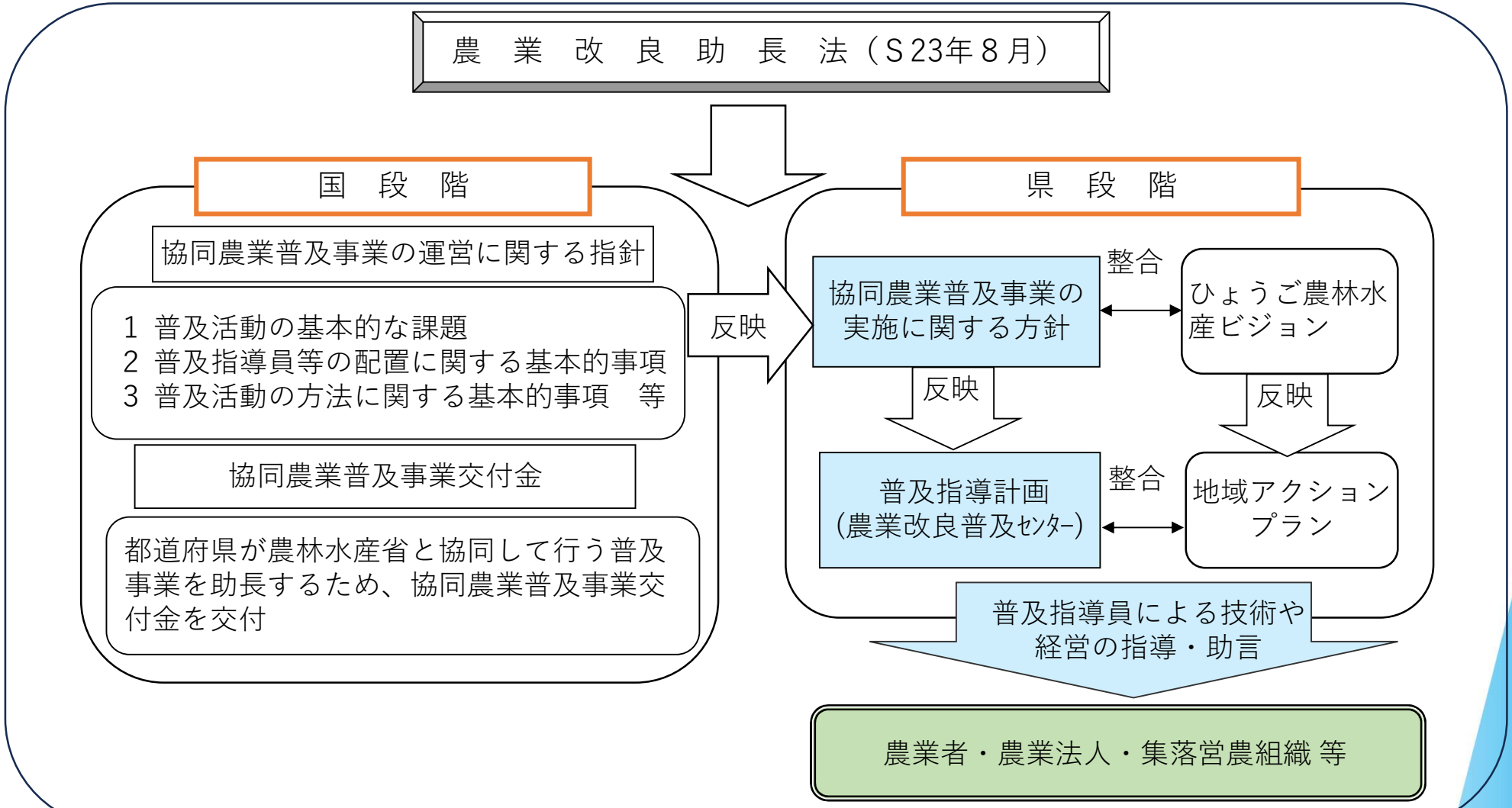
：資料に掲載している施策項目

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

1　普及事業の概要

➢**普及事業は、農業改良助長法に基づく国と県との協同事業**

➢①地域農業の生産性向上や農畜産物の品質向上を図り、②効率的で安定的な農業経営を実現するため、**普及指導員が直接農業者に接して農業技術や経営の指導・助言を実施**



Ⅰ　農業改良普及事業の推進

2　普及指導活動の体制

- 普及指導活動の中核拠点となる**農業改良普及センターを設置し、普及指導員等を配置（13カ所・172名）**
- **県立農林水産技術総合センター**企画調整・経営支援部に**専門技術員等を配置（12名）**

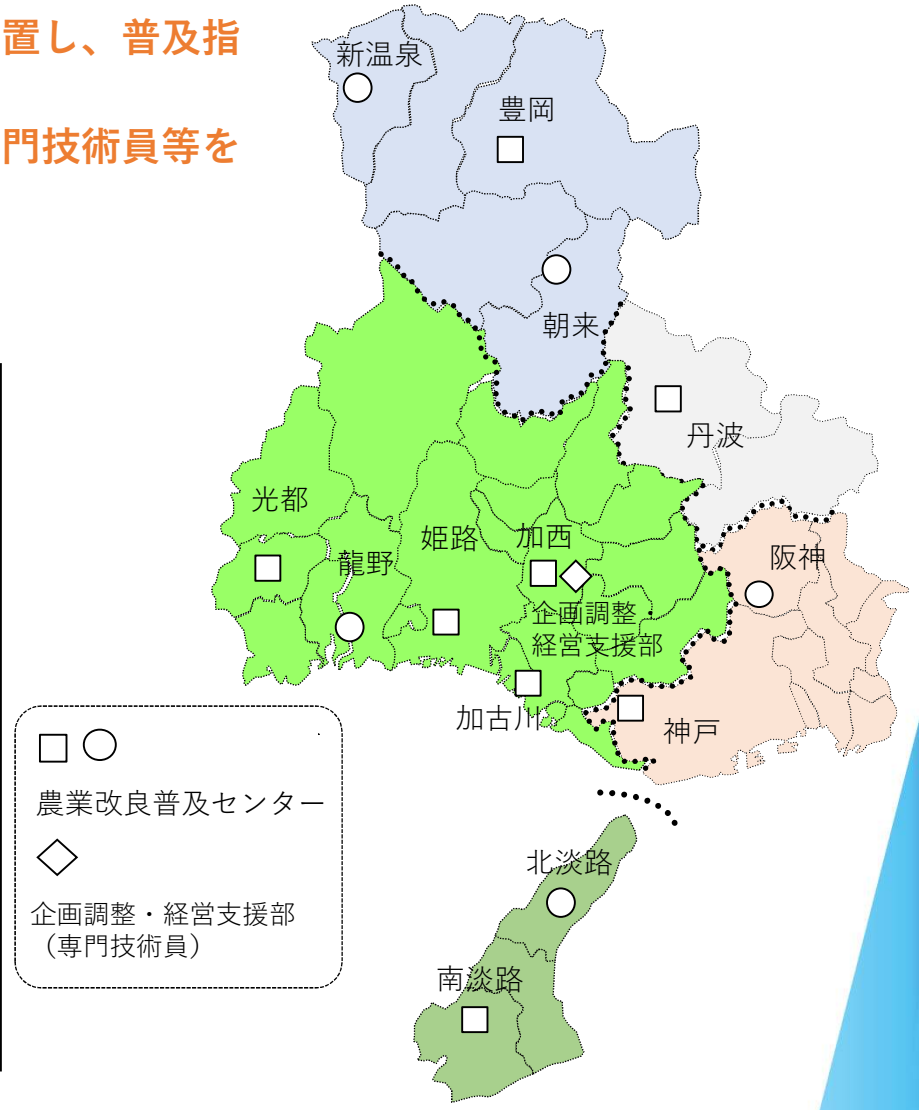
＜組 織 体 制＞

農林(水産)振興事務所
農業改良普及センター（13か所）

□８か所
【地域課】
・集落営農組織等担い手の育成
・地域特産物の育成や地域農業の活性化支援 等

【経営課】
・高度な専門技術の普及、指導
・認定農業者・新規就農者等担い手の育成 等

○５か所
【地域・経営課】
・地域課と経営課の業務を担う課



農業改良普及センターの位置図

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

(1) 農業改良普及センター

ア　地域農業の**担い手育成**

イ　高度な**専門技術・知識の普及による農産物の生産性向上**

ウ　ブランド化、人と環境にやさしい農業の推進

(2) 県立農林水産技術総合センター企画調整・経営支援部

ア　専門分野ごとに**高度な専門知識を有する専門技術員を配置**

イ　農業現場と試験研究機関のニーズや試験研究成果をつなぐ調整・連携活動

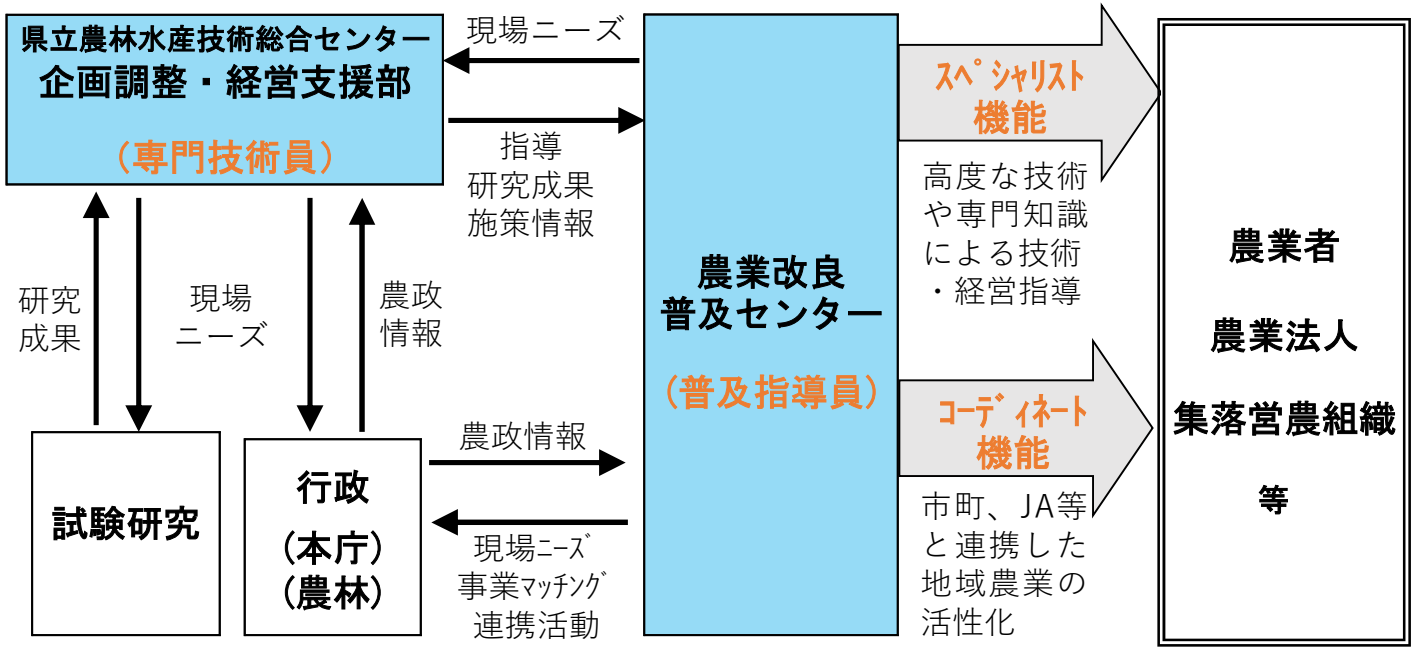
ウ　最新技術の調査研究の実施

エ　**普及指導員への最新の知識・技術情報等の提供**



いちじく剪定方法を指導する普及指導員（阪神普及）

＜行政・試験研究機関と連携した普及指導活動＞





新規就農者に経営指導する専門技術員（企画調整・経営支援部）

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

3　農業改良普及センターの役割

「ひょうご農林水産ビジョン2035」に基づき、現地の課題ごとに**①普及活動基本計画（5カ年）、②普及指導活動計画（単年度）**を作成

(1) 農業技術・経営指導のスペシャリストとしての役割

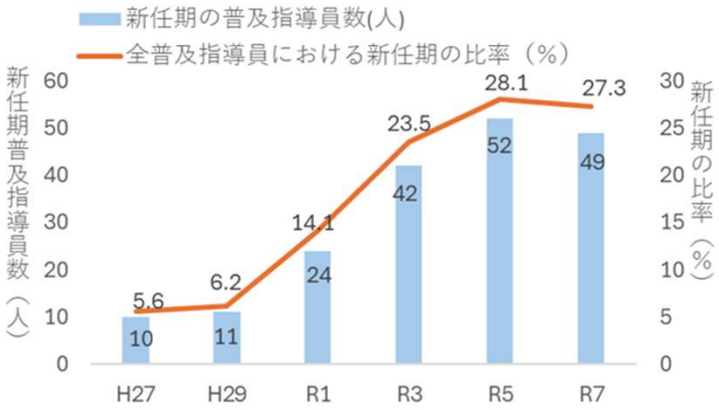
ア　地域の農業振興のため、試験研究機関開発技術やICT等を活用した最新技術を**地域条件に適した形に組み立て、普及・定着**を推進

イ　地域の**担い手**となる新規就農者、認定農業者や集落営農組織等の**農業経営の安定・向上**を指導

(2) 地域農業のコーディネーターとしての役割

ア　地域の農業の活性化のため、農業者と**市町・JAなどの関係機関や他業種・専門家との連携・協力をコーディネート**

イ　新規就農者の育成や集落営農の組織化、特産物の産地育成、農村起業、農村振興などを推進



新任期（経験年数３年未満）の普及指導員数及び比率の推移

「普及指導員育成基本計画」（令和５年４月１日策定）による若手普及指導員の育成

普及指導員は、人数の多いベテラン層が退職期を迎え、**急速に若手職員が増加**している。このため、本計画に基づき、**普及経験15年目までの普及指導員**を対象に、**Off-JTとOJT**を密接に連動させ、普及センター、企画調整・経営支援部、農業改良課が連携して**スペシャリスト機能、コーディネート機能を早期に発揮できるよう**育成に取り組んでいる。

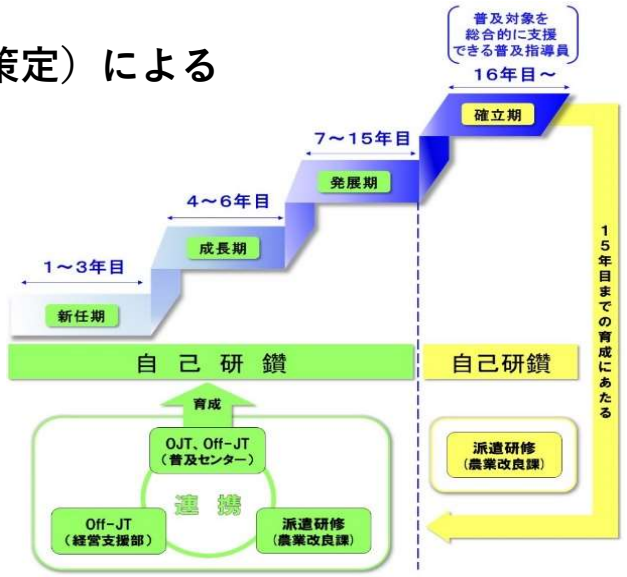


図　普及指導員育成イメージ

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

4　普及指導活動の展開方向と事例

人と環境にやさしい農業の推進、**農産物の生産性向上、担い手育成、ブランド化等に向けた生産技術・経営指導**ならびに関係機関との連携を通じて、**地域農業・農村の振興を支援**

(1) 人と環境にやさしい農業の推進と地域の特色･立地を活かした農業の展開

ア　人と環境にやさしい農業の推進

(ｱ) 生産拡大のための機械導入に向けた**実証ほの設置**や**販路拡大の支援**

(ｲ) 光防除による病害虫対策技術の改善や緑肥の導入等による**生産資材費削減**の支援

イ　需要に応じた生産

(ｱ) スマート農業技術の導入

a 各地域における営農課題（作業省力化・低コスト化など）の解決に向けて**スマート農業技術の実証**などを通じた技術導入の支援

b 市町、JA等の関係機関や民間企業、専門家とも連携し、各地域に合った技術確立によるスマート農業を拡大

c ドローンによる農薬散布、播種、施肥作業やデータ分析等を請け負う**農業支援サービス事業体と連携**した技術導入の推進



生産拡大に向けた有機ﾆﾝｼﾞﾝの機械による播種作業を実証（豊岡普及）



ドローンによる水稲の直播技術を実証（神戸普及）

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

(ｲ) 需要に応じた生産

a 土地利用型作物の安定生産と品質向上
高温耐性品種「コ・ノ・ホ・シ」など**優良品種への転換や技術実証**を実施

b 野菜の生産拡大と産地強化
環境制御技術を活用した施設野菜の生産拡大及び品質向上や、県育成ねぎ品種「兵庫Ｎ－１号」など**新たな品目の生産拡大・産地化**を推進

c 花きの安定生産の推進
切り花や鉢物・花壇用苗物の省力化・省エネ技術の実証・普及を推進

d 果樹等の高品質・安定生産の推進
なしおとめ等の**優良品種への転換**や、朝倉さんしょ・ゆず等の**地域特産果樹の高品質化・生産振興**を支援

ウ　次代を担う経営力の高い担い手の確保・育成

(ｱ) 就農希望者に対する**相談会やセミナー開催**による就農支援

(ｲ) 認定農業者や集落営農組織への**法人化を支援**

(ｳ) **個々の課題に対応した技術や経営指導**により、**収益性向上や経営改善**を支援

エ　人材の確保に向けた環境整備

(ｱ) 普及センター内に地域就農支援センターを設け、市町・JA等と連携し、農地や資金、研修など**就農希望者の幅広い相談に対応して円滑な就農を支援**

(ｲ) 地域農業の指導的な役割を担う「農業経営士」（70名）や「女性農漁業士」（52名）と協力して農業後継者育成のための研修会や技術実証を実施



コ･ノ･ホ･シ高品質生産に向けた病害虫発生調査(加古川普及)



栗の新規栽培者を対象とした幼木管理研修（丹波普及）



経営力改善に向けた簿記研修会の開催（姫路普及）

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

(2) 需要に応える持続可能な畜産物の推進

ア　環境と調和のとれた畜産技術の推進と持続可能な畜産業の実現

(ｱ) 環境と調和のとれた畜産技術の推進

畜産堆肥の地産地消を推進するため、耕種農家や畜産農家等とのマッチングを支援し、**資源循環による環境と調和のとれた畜産技術の普及を推進**

(ｲ) 持続可能な畜産業の実現

農業者の監視作業負担を軽減するため、発情や分娩の兆候を検知するセンサー等の**スマート畜産技術の導入を推進し、省力化と生産性向上の実現を支援**



耕畜連携による堆肥の散布作業（新温泉普及）

(3) ブランド力を活かした攻めの農林水産業の展開

ア　地域特産物のブランド力強化

生活研究グループ等を対象に、地域特産物を活用した**商品開発や起業活動、消費者・食品事業者との連携を支援し、地域特産物のブランド力向上を推進**



農村RMO推進に向けた検討会を開催（光都普及）

(4) 農山漁村コミュニティづくりによる地域資源の管理

ア　地域協業体制を担う多様な人材の確保

農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、地域コミュニティの維持に資する取組を行う**農村ＲＭＯの推進**

(5)「農」と多様な分野との連携強化

ア　農福連携の推進

福祉事業所や食品事業者等との連携による新たな仕組みづくりや規格外品を活用した商品開発を支援し、農業者の所得向上と地域の活性化を推進

イ　食農教育の推進

農業者等による食農教育や農業体験の取組を技術指導や運営支援を通じて**県民の農業に対する理解の醸成**を推進



食農教育の推進（阪神普及）

Ⅰ　農業改良普及事業の推進

(6) 農業改良普及センターによる持続性の高い農業・農村づくり

農業改良普及センターが、異常気象や気候変動、高齢化や人口減少に伴う生産基盤の弱体化など**地域が直面している課題の解決を支援し、社会情勢や環境変化に対応できる持続性の高い農業・農村を実現**

【主な成果】

① ぶどう産地継続による地域活性化（加西普及）

特産のぶどうについて既存生産団地を核として新規就農者の受入体制の強化を支援し、親方農家による技術指導を通じて産地の維持発展を図ることで、地域全体の所得を向上させる。

成果：就農準備資金研修機関認定数	(R6) 4	→	(R7) 7
認定新規就農者数	(R6)10	→	(R7)11
認定新規就農者の売上目標達成率	(R6)85％	→	(R7)90％



ぶどう新規就農者の技術向上のための栽培技術指導（加西市）

② 特産品育成とスマート農業推進による地域コミュニティ整備（光都普及）

赤穂市周世地区は高齢化や人口減少が進む中、農村型地域運営組織(RMO)の立ち上げを支援するとともに、農業人材の育成や特産品開発、スマート農業技術の導入を通じて、持続可能な地域づくりを推進している。

成果：営農組織の売上高	(R6)16,900千円	→	(R7)22,580千円
スマート農業技術導入数	(R6)0	→	(R7) 2



特産品開発に向けた新品目の収穫体験（赤穂市）

Ⅱ　県立農業大学校における教育・研修の実施

次代の農業を担う優れた農業経営者の育成及び農村社会の発展のため、県立農業大学校に**養成部門と研修部門を設置**し、農業・農村での**指導的役割を果たす人材の育成を目的**とした教育・研修を実施

1　養成部門

主に**高等学校卒業生（25才未満の者）を対象とした、農産園芸課程と畜産課程を設置**

現場での実践を重視した授業や実習と県立農林水産技術総合センター等で開発された先端技術に触れることにより、農業の専門的な知識・技術と先端技術の修得を目的とした教育を実施

(1) 農業の担い手となる学生の確保

少子化に伴う学生数の減少や大学等への進学･就職など様々な選択肢がある中、農業を志す学生を確保するため、県内の高校生･教員（普通科高校を含む）対象の**ガイダンスやオープンキャンパスなどを通じて、農業大学校の魅力を発信**



オープンキャンパスで高校生が花き専攻の温室を見学

【令和７年４月～８年３月の実施状況】

ガイダンス等	進路指導研究会	オープンキャンパス
21回・268人	２回・37校対象	３回・106人

【令和８年度 専攻別在学生の状況】　（単位：人）

学年	専攻別学生数					合計
	作物	野菜	果樹	花き	畜産	
１年生	11	10	4	5	8	38
２年生	11	10	4	3	8	36

【令和７年度卒業生進路】 ※(　)は女子学生　（単位：人）

卒業者数	農業従事者		就職者				進学等	その他
	自家農業	法人等雇用	農業団体	農業関連産業	公務員等	その他産業		
35(9)	0(0)	10(2)	8(2)	10(1)	3(3)	2(0)	1(1)	1 (0)

Ⅱ　県立農業大学校における教育・研修の実施

(2) 新たな技術習得など次世代の農業人材の育成

スマート農業に関する講義・研修の実施や**施設・機械等の整備**を推進

【令和７年度実績】

講義・研修の主な内容	整備した主な施設・機器
・スマート機器の活用による水稲の効率的栽培管理技術の習得 ・施設野菜の培地等の環境モニタリングによる環境制御技術の習得 ・花壇苗の赤色LED光によるアザミウマ類防除技術の習得	・水位センサー ・温度測定機器・環境制御用パソコン

2　研修部門

就農希望者や技術・知識向上を目指す**農業者を対象に、様々なニーズに対応した研修**を実施

(1) 短期研修

ア　就農希望者や新規就農者に野菜や水稲の栽培技術、土づくりや病害虫防除等の基礎研修のほか、生産から販売までの実践研修を実施

イ　スムーズな就農に向けた先輩就農者の視察や経験談を交えた就農事例研究研修を実施

(2) 長期研修

ア　県内での就農希望者が、施設(パイプハウス２棟/人)等を利用して１年を通して栽培から販売までの実践と経営、労務管理等を研修（令和７年度研修生３名中２名が就農）



長期研修生が先進農業者と情報交換

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

1　人と環境にやさしい農業の推進

(1) 人と環境にやさしい農業・農村振興条例（令和８年３月制定）

ア　背景

(ｱ) SDGｓの取組拡大や「みどりの食料システム戦略」の推進など、環境と調和のとれた農業推進の必要性が増大

(ｲ) 県では全国に先駆けて有機農業を始めとする「環境創造型農業」に取り組んできたが、面積拡大は頭打ち

(ｳ) 気候変動や国際情勢リスク等による食料生産･供給の不安定化とともに、人口減少により農山漁村の活力が低下

⇒　県では、令和５年度から有識者による農業・農村振興に関する施策検討会を設置し、その提言に基づき、**有機農業アカデミーの開講による担い手育成や出荷・流通効率化モデルの構築、食農教育などの施策に先行して実施**

この動きを一過性のものとせず、**中長期的に取組を下支えしていくため、条例を制定**

イ　条例制定の方針

①環境負荷低減と生産性向上の両立、②生産振興と農村振興の一体的な推進、③関係者の連携と協働の促進を基本として、人と環境にやさしい農業・農村の持続的な発展を推進。県民に対する食料の安定供給の確保と、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指す。

ウ　条例の構成

項目	内容
第１章 総則	目的、定義、基本理念、県の責務、市町･農業者等･食品等関連事業者･県民の役割
第２章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策	技術の研究開発･普及、生産基盤の整備･保全、環境負荷低減活動の促進、人材の確保･育成、出荷･流通の促進、県民による選択機会確保、学校給食等の利用促進
第３章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策	地域協働体制の構築等、高齢者等の農作業支援活動参画機会創出、地域運営組織の育成、多面的機能発揮に関する活動促進、地域資源活用の事業活動等の促進、都市との交流等
第４章 雑則	行財政上の措置等
附則	施行日（令和８年４月１日）

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

(2) 人と環境にやさしい農業推進計画（令和８年３月策定）

従来の環境創造型農業推進計画を刷新し、「ひょうご農林水産ビジョン2035」の実現に向け、脱炭素等の環境負荷低減の取組を盛り込む**「人と環境にやさしい農業推進計画（2026～2030年度）」を策定**し、条例と連動して推進

■人と環境にやさしい農業等の相関

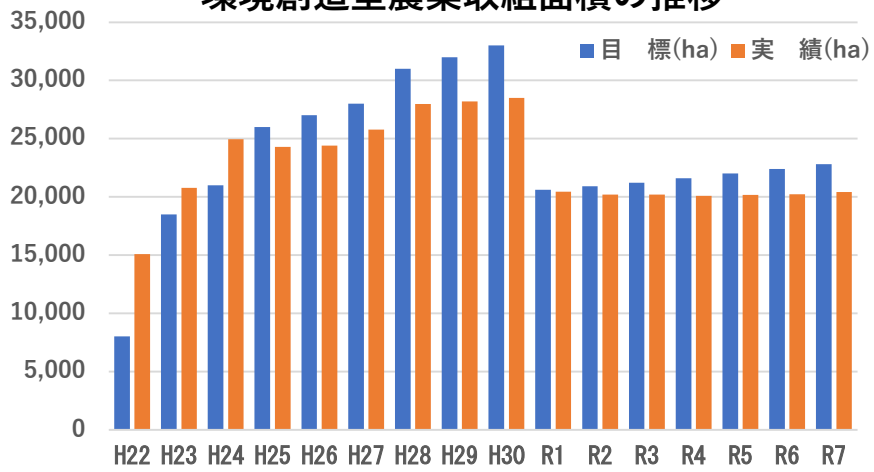


【国と兵庫県の有機農業面積の現状と目標】

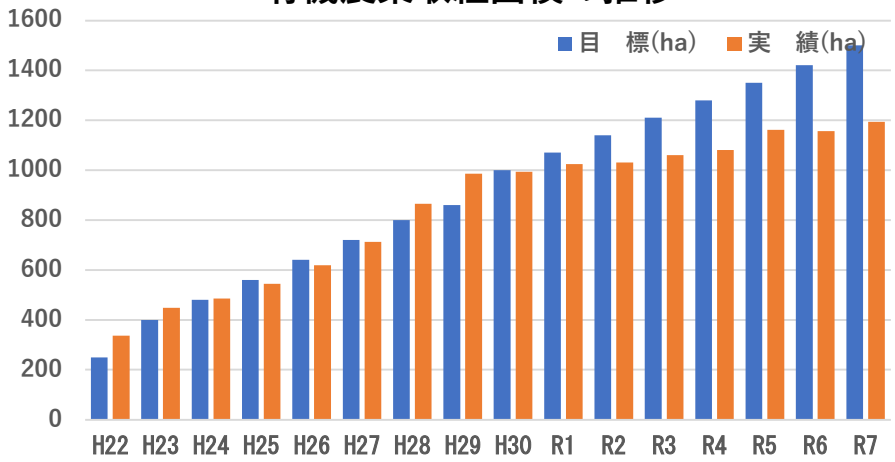
	国	兵庫県
R6年	39,800ha(0.9%)	1,156ha(1.6%)
R12年目標	63,000ha(1.5%)	1,600ha(2.2%)

（ ）内は耕地面積に占める有機農業

環境創造型農業取組面積の推移



有機農業取組面積の推移



・環境創造型農業、有機農業取組面積ともに増加してきたが、高齢化などにより増加は鈍化傾向で、目標面積からも乖離
・耕地面積に占める有機農業割合は国と比較して高い

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

(3) 経営として成り立つ有機農業の拡大

有機農業の担い手を育成し、有機農産物の生産拡大を図るため、次の取組を実施

ア　有機農業アカデミーの開講

「経営として成り立つ有機農業」を実践する担い手や地域のリーダーとなり得る人材を育成するため、**令和８年４月に県立農業大学校養成課程に有機農業を体系的に学ぶコース「有機農業アカデミー」を新設**

概要

設置場所	県立農林水産技術総合センター内（加西市別府町）
入学資格	高等学校を卒業した者・卒業見込みの者（年齢上限なし） 自らが実習ほ場を管理できる基礎的な農業技術や知識を有している者
教育期間	１年間（通学制）
定　　員	１０名



施設野菜の収穫実習

特色

１ 実践的な栽培技術の習得

学生の個別管理(ビニールハウス250㎡/棟、露地ほ場200㎡/区画)による実践的な栽培技術の習得など、**講義時間の約７割が実習**

２ 学生個々の就農計画に応じたｵｰﾀﾞｰﾒｲﾄﾞ型実習

実習の栽培品目は共通品目に加え、**学生個々が就農後の経営を意識した品目を選択できるオーダーメイド型実習**

３ 先進農家と連携したカリキュラム

先進有機農家による講義や**先進有機農家への派遣実習により、実践的な栽培技術を習得するとともに、在学中からの就農希望先との関係づくり**により、卒業後の円滑な農地確保や出荷体制を構築

４ 流通事業者による実践的な流通・販売講義

実践的な有機農産物の流通・販売対策を学ぶため、流通事業者等を講師に迎えた講義



講義・研修を行う教育棟



学生が管理する実習ハウス



露地野菜の栽培実習



緑肥を活用した土づくりの講義

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

イ　新規就農者の研修受入先、雇用先として有機農業法人を紹介するガイドブックを作成

ウ　有機ＪＡＳ認証取得を目指す農業者への支援のための普及指導員の指導力向上
令和２年度以降、普及指導員等を対象に有機ＪＡＳ認証制度に関する研修を実施

エ　有機農業への転換推進
経営の一部における慣行栽培から有機栽培への転換を支援

オ　農業者の技術研鑽を図るため、栽培技術研修の実施



有機農業就農ガイドブック

有機農業栽培技術研修の実施

有機農業に取り組む農業者の育成を目的として、有機農業技術や土づくり技術などを学ぶ研修会を開催。
有機農業技術研修（BLOF理論）では、土壌太陽熱養生処理や水田の稲わら分解促進技術を学び、有機農業の安定生産につなげる土づくり技術の向上を図っている。


土壌太陽熱養生処理の講義


稲わら分解後のほ場確認

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

(4) 省力かつ実用的な環境創造型農業技術の開発・普及

土づくり技術や化学肥料・化学合成農薬低減技術の組立・普及を推進するため、次の取組を実施

ア　栽培技術の組立・普及

県立農林水産技術総合センターが開発した石灰窒素の腐熟促進効果を利用するタマネギべと病対策実証による、現地に適した技術体系の組立、栽培マニュアルの作成などにより取組拡大を推進

イ　補助制度の活用による推進

(ｱ) みどりの食料システム戦略推進交付金

みどりの食料システム戦略の実現に向け、持続可能な食料システムの構築を支援

【取組内容】

事業名	事業内容	R８年度実施地区
有機農業拠点創出・拡大加速化事業	市町が主体となって有機農業について生産から消費まで一貫して取り組むモデル地区(**オーガニックビレッジ**)づくりを支援	稲美町、養父市、朝来市
グリーンな栽培体系加速化事業	地域の協議会が主体となった「環境にやさしい栽培技術＋省力化技術」の実証・普及を支援	神戸市、三木市、上郡町
有機転換推進事業	新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対し、有機農業の生産に必要な経費を支援	市川町、神河町、豊岡市

(ｲ) 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬の５割低減の取組とともに、**環境保全効果の高い農業生産活動を支援**

【令和７年度の実績】

取組市町数	取組面積	主な取組	交付額
29市町	2,296ha	堆肥の施用958ha、緑肥の施用545ha、炭の投入14ha、総合防除118ha、有機農業662ha	158,594千円

※R7の制度変更により総合防除、炭の投入が新規取組として追加、冬期湛水、中干延期が多面的機能支払交付金へ移管

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

(5) 新たな環境負荷低減技術の確立

「人と環境にやさしい農業」で定義する**環境負荷低減技術について、**本県の気候・土壌条件における収量・品質への影響を実証し、**実施手法を農業者に普及することを目的に「人と環境にやさしい農業技術実証事業」を実施**

【令和８年度実証技術例】秋耕・プラスチック資材の流出抑制　等

(6) 県民の理解促進

ア「人と環境にやさしい農業」の県民理解の醸成に向けた情報発信

県民全体で「人と環境にやさしい農業」の取組を支える体制の構築に向け、**取組の価値や想いを県民全体で共有し、共感や行動につなげるためのブランド戦略を策定**

事業手法：民間事業者への委託
事業内容：ロゴ・タグライン等の制作
　　ブランドコミュニケーションの実施（各種ＳＮＳ、専用ＨＰ、タブロイド紙、ポスター）

イ　農業者と消費者の相互理解促進のための有機農業教室・講座の開催

有機農業について**消費者の購入行動に繋がる県民の理解醸成**のため、有機農業の座学と実習による作業体験を通じ、環境負荷低減やSDGｓへの貢献のみならず、手間やコスト増などを含めた有機農業の価値に関する理解を醸成する活動に対して支援

「人と環境にやさしい農業・農村推進会議 農業部会」の開催

「人と環境にやさしい農業・農村振興条例」及び「ひょうご農林水産ビジョン2035」を踏まえ、人と環境にやさしい農業・農村の推進に向けた中長期的な方策を検討するため、「人と環境にやさしい農業・農村推進会議」を設置。

推進会議の下に設置した**農業部会では、「兵庫県人と環境にやさしい農業推進計画」に基づき、① 環境負荷低減技術の導入促進、② 農産物の流通・販売強化、③ 県民理解の醸成の３つを柱として、現場での実践につながる課題整理と今後の取組の方向性について検討**を進める。



〔検討委員〕13名（有機農業実践者、流通・販売事業者、農業関係団体、市町、学識経験者　等）
〔開催回数〕２回（令和８年８月、１０月）

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

2　植物防疫事業の推進

病害虫の発生状況に応じた効率的・効果的な防除の実施を図るため、**植物防疫法に基づく発生予察情報の提供や環境負荷が小さい防除対策**を推進

病害虫発生状況の調査や予測、まん延防止措置を実施するため、**県立農林水産技術総合センターに病害虫防除所を設置**するとともに、県内に病害虫防除員を配置（普及センター単位に約４名 計46名）

あわせて、農薬取締法に基づき、**農薬の安全かつ適正な使用の指導・取締**を行い、**農産物の安定生産、安全や信頼性確保と環境に配慮した農業を推進**

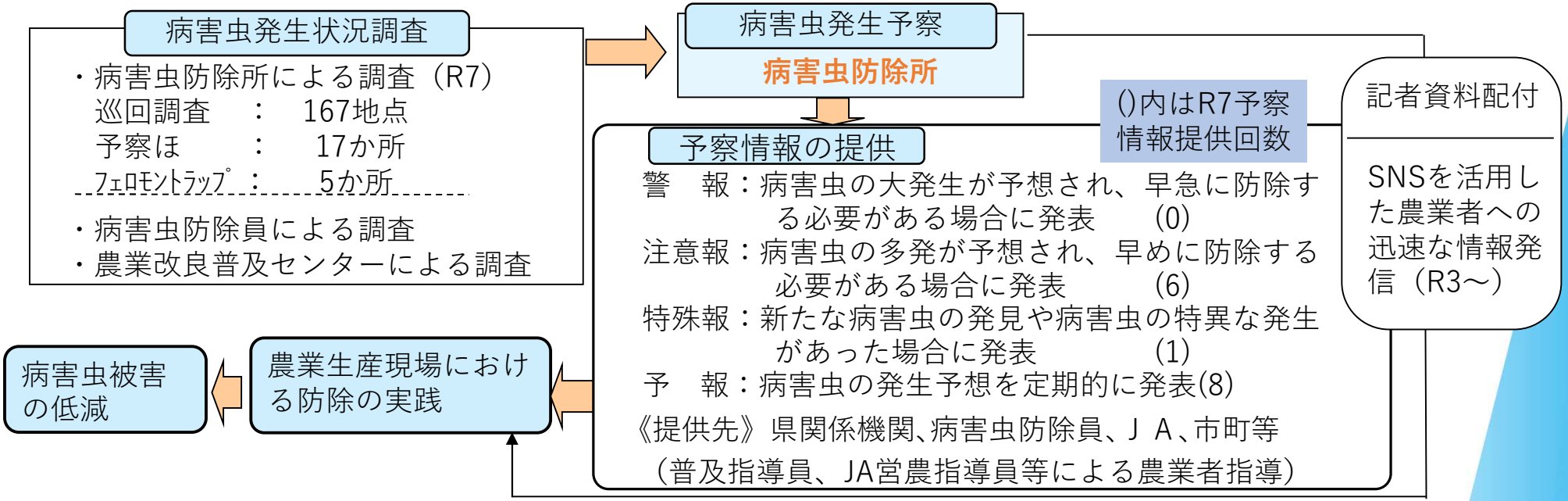
(1) 植物防疫の取組

ア 病害虫発生予察情報の提供

(ｱ) 稲、麦、大豆やたまねぎ等主要な農作物の病害虫の発生状況について、**病害虫防除所**が病害虫防除員や農業改良普及センターと連携して調査、確認

(ｲ) 防除を要する病害虫の防除対策を農業改良普及センターやJA等を通じて**農業者へ情報提供し、病害虫被害の低減**を推進

＜病害虫発生予察情報の提供の流れ＞



Ⅲ　環境と調和した農業の推進

イ　総合防除の推進

(ｱ) 植物防疫法に基づき、**化学農薬のみに依存しない発生予防を中心とした総合的な防除**（**総合防除**※）を推進するため、国基本指針を踏まえ、県における総合防除の基本的な方針や総合防除の具体的な内容、病害虫の異常発生時の対策実施体制等を定める**県総合防除計画**を令和６年３月に策定し、公表

(ｲ) 県総合防除計画に沿って、生物的防除（天敵等）や物理的防除（紫外線ランプ等）、耕種的防除（抵抗性品種の利用等）等の多様な防除方法を組み合わせた総合防除技術の確立・普及を推進

(ｳ) 病害虫防除を安全・適正に実施するため、毎年**「農作物病害虫・雑草防除指導指針」**を作成し、指導者が現地指導や栽培暦づくりなどに活用できるよう情報発信

※総合防除とは

病害虫が発生しにくい生産環境をつくり（**予防**）、予察情報などの病害虫発生状況や予測に基づき防除の要否や時期を判断し（**判断**）、適切な防除方法を選択、実施する（**防除**）ことにより、化学農薬の使用量を最低限に抑え、農作物の被害が経済的に許容できる水準以下になるよう病害虫の密度を低く保つ方法

兵庫県総合防除計画では、
水稲、麦、大豆、果樹、野菜等15品目（虫害75種、病害74種（合計149種））について総合防除の内容を記載

作物名	病害虫名
水稲	斑点米カメムシ類、いもち病等
麦	赤かび病、さび病類等
大豆	アブラムシ類、べと病等
果樹共通	果樹カメムシ類
かんきつ	ミカンサビダニ、かいよう病等
なし	カイガラムシ類、黒星病
ぶどう	ブドウトラカミキリ、晩腐病等
野菜共通	オオタバコガ、コナガ等
トマト	コナジラミ類、黄化葉巻病等
だいこん	キスジノミハムシ、軟腐病等
はくさい	ハイマダラノメイガ、根こぶ病等
キャベツ	アブラムシ類、菌核病等
たまねぎ	アザミウマ類、灰色腐敗病
ねぎ	ネギハモグリバエ、さび病等
レタス	ネキリムシ類、灰色かび病等
いちご	ハダニ類、うどんこ病等
かんしょ	基腐病

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

(2) 新病害虫等緊急対策

ア　近年の暖冬の影響で**スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）（指定有害動物）**の越冬数が増加し、発生量や範囲が拡大して田植え直後の移植苗に大きな被害を及ぼす恐れがある。そのため、県内の発生調査を実施するとともに、各地域で有効な防除技術の確立に必要な**実証ほの設置**により被害軽減を支援

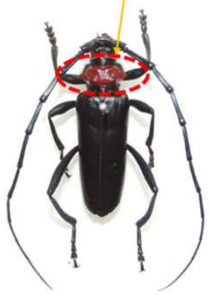


スクミリンゴガイにより水稲の株が消失

イ　**クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）**は、本県では令和４年に明石市の公園のサクラで成虫が初めて確認され、果樹園地では、令和５年7月に神戸市で初めて確認されている。

まん延するとモモ、ウメ、スモモ等に深刻な被害が生じるため、**早期発見と適切な防除**について注意喚起するとともに、**発生園地において効果的な防除体系を確立するための実証及び普及啓発を実施**。さらに未発生園地での発生確認のため、**県下果樹園地の巡回調査を実施**

クビ(前胸部)が赤い



フラス

幼虫が排出するフンと木屑が混じったもの



＜クビアカツヤカミキリの概要＞

〇対象植物：サクラ、モモ、ウメ、スモモ等のバラ科樹木

〇被害内容：幼虫が樹木に入り込むと、樹木内部を食い荒らし枯らす

〇侵入地域：埼玉、愛知、群馬、東京、大阪、徳島、和歌山、京都など22都府県で被害が確認

ウ　**ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）**の繁茂が急拡大しており、ほ場への侵入も確認されていることから、各地域で持続可能な除草・低密度管理技術の実証に取り組むとともに、新たに侵入が確認された地域からの要請に応じ、ほ場及び畦畔における薬剤防除を実施



ため池で繁茂しているナガエツルノゲイトウ

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

(3) 農薬安全対策の推進

ア　農薬安全適正使用の指導

(ｱ) 農薬取締法で規定する**農薬使用者が遵守すべき基準（農薬使用基準）等に基づく農薬の安全・適正な使用を推進するため、研修会**の開催

(ｲ) 農薬販売者、防除業者、ゴルフ場に計画的に**立入指導**を実施

【令和７年度立入指導件数（単位：件）】

	農薬販売者	防除業者	ゴルフ場	合計
立入指導件数	162	23	24	209

(ｳ) 自らが農薬を適正使用するとともに、地域で**農薬の取扱いについて指導的役割を果たす農薬管理指導士を育成**するため、認定のための特別研修と試験を毎年１回実施

令和６年度からは受講・認定証発行をオンライン化

〔令和８年３月31日現在　兵庫県農薬管理指導士数〕1,675名



農薬管理指導士認定研修を12月に開催（神戸市）

イ　安全な農産物の生産体制の構築

食の安全と安心を求める社会的ニーズが増大するなか、消費者へより安全・安心な農産物を提供するため、**県とＪＡグループが協同で「ひょうごの農産物検査システム」の仕組みを構築**し、自主的な残留農薬検査及び農産物生産工程のチェックを支援

【出荷前自主検査件数（単位：件）】

年　度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
検査件数	484	508	538	462	413	416	413
基準値超過件数	2	0	0	2	0	0	1

Ⅲ　環境と調和した農業の推進

3　農林水産業の公害防止対策の指導

農林（水産）振興事務所が管内の農林畜水産公害苦情の通報を受けた場合、農林畜水産業関係公害対策事務処理要領に基づき、速やかに現地調査を実施

被害範囲や原因等の状況を把握し、発生源者に対して技術的な助言等による対策実施を指導するとともに、関係市町に対し当該事案の処理解決に努めるように指導

【令和７年度公害苦情処理結果】

苦情の種類	件数
その他（家畜ふん尿、野積み等）	11
合計	11

4　農用地土壌汚染防止対策の推進

(1) 定点調査による安全性確認

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウムによる農用地汚染地域に対する客土が必要な地域の対策工事に取り組み、平成13年にすべての対策が完了。現在は、次の対策を実施

ア　**対策工事実施の周辺地域の定点ほ場（6市町、11地点）**で、生産米のカドミウム濃度を調査

イ　調査結果を県公報で公表

ウ　カドミウム基準値超過米が確認された場合、食糧法遵守事項省令等に基づき区分管理を行い、流通しない措置を実施

(2) 水稲におけるカドミウム吸収抑制対策

ア　**土壌中のカドミウムを**水に溶けにくい状態に変化させ、**根から吸収しにくくする栽培方法**を栽培暦へ記載するなど、市町・JA等関係機関と協力して**農業者への周知・指導**を実施

土壌中のカドミウムを根から吸収しにくくする栽培方法

- 出穂期の前後各３週間にわたって水田を湛水状態（水を湛えた状態）にする。
- 炭酸カルシウムなどアルカリ性肥料を投入して、土壌pHを酸性から中性に近づける。

イ　県立農林水産技術総合センター及び現地において、カドミウムを吸収する量が極めて少ない品種の栽培技術等の検証を実施



湛水栽培によるカドミウム吸収抑制対策試験（県立農林水産技術総合センター）